

居宅介護支援

(契約書別紙兼重要事項説明書)

1. 事業所の概要

法人名	社会福祉法人亀田郷芦沼会		
事業所名	指定居宅介護支援事業所 在宅介護支援センターあしぬま荘		
所在地	新潟市東区下木戸2丁目28番16号		
電話番号	025-275-6548	管理者	栗林 路子
県指定年月日	平成11年7月30日(第1570100055号)		
営業日	月曜日から土曜日。ただし祝日及び12月31日から1月3日を除く		
営業時間	月曜日～金曜日 午前8時30分から午後5時10分まで 土曜日 午前8時30分から午後0時20分まで		
通常の事業の実施地域	新潟市東区、中央区・及び江南区		

2. 職員の勤務体制

職 種	員 数		
	常勤専任	常勤兼務	計
介護支援専門員	5人以上	0人	5人以上

3. 事業の目的とサービス提供方針

○事業の目的

要介護状態の利用者に対し、利用者の心身の特性を踏まえてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。

○運営の方針

- ・利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保険医療サービスおよび福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。
- ・利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行います。
- ・事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護施設と連携に努めます。

4. 提供するサービスの内容

「居宅介護支援」は、ご利用者が居宅において日常生活を営むために必要な保

健・医療・福祉サービスを適切に利用することができるよう、ご利用者の心身の状況、その置かれている環境、ご利用者及びそのご家族の希望等を勘案し、利用するサービスの種類及び内容、これを担当するサービス事業者等を定めた「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成するとともに、当該計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行い、また、ご利用者が介護保険施設への入所を要する場合にあっては、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うサービスです。

具体的には、次にあげる業務を行います。

ア ご利用者のお宅を訪問し、ご利用者の心身の状態を適切な方法により調査します。

イ 調査した結果と、ご利用者やご家族の希望を踏まえ、介護サービスを適切に提供するための計画「居宅サービス計画（ケアプラン）」をお作りします。

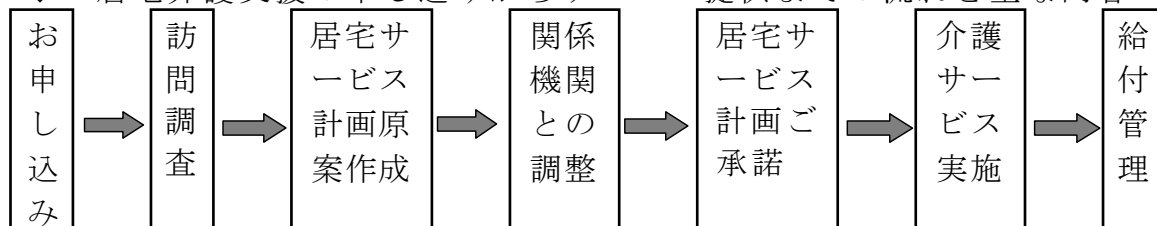
リ 介護サービスの提供の状況や、ご利用者の心身の状態やご家庭の環境等について、「居宅サービス計画（ケアプラン）」作成後も、継続的に把握し必要な支援を行います。

エ 当事業所のみならず、介護サービスを提供する事業者についての相談・苦情の窓口となり、問題を解決に努めます。

オ ご利用者の要介護認定の申請についてお手伝いします。

カ ご利用者が介護保険施設に入所を希望される場合、その仲介を致します。

◆ 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容 ◆



5. 担当の介護支援専門員及びサービス提供責任者

担当させていただく介護支援専門員及びサービス提供責任者は次の者です。

- | | |
|------------|-----------------|
| ○介護支援専門員 | 氏名 |
| ○サービス提供責任者 | 氏名 久志 幸子 |
| ○連絡先 | 2 7 5 - 6 5 4 8 |

ご不明な点やご要望、苦情などがありましたら遠慮なくお申し出下さい。

6. 利用料金

(1)利用者負担金

居宅介護支援サービスを利用した場合の基本利用料及び加算、減算は次のとおりですが、原則としてその全額が介護保険から給付されるため、利用者負担金はありません。

居宅介護支援費Ⅰ（ⅰ）	基本利用料（１ヵ月につき）	利用者負担金
要介護１・２	１１，０８８円	無 料
要介護３～５	１４，４０６円	無 料

※事業所の介護支援専門員（常勤換算）１名あたりの取扱件数が４５未満の場合又は４５以上の場合において、４５未満の部分

居宅介護支援費Ⅰ（ⅱ）	基本利用料（１ヵ月につき）	利用者負担金
要介護１・２	５，５５４円	無 料
要介護３～５	７，１８７円	無 料

※事業所の介護支援専門員（常勤換算）１名あたりの取扱件数が４５以上の場合において、４５以上６０未満の部分

居宅介護支援費Ⅰ（ⅲ）	基本利用料（１ヵ月につき）	利用者負担金
要介護１・２	３，３２８円	無 料
要介護３～５	４，３０８円	無 料

※事業所の介護支援専門員（常勤換算）１名あたりの取扱件数が４５以上の場合において、６０以上の部分

ケアプラン連携システムを活用し、かつ事務職員を配置する事業所

居宅介護支援費Ⅱ（ⅰ）	基本利用料（１ヵ月につき）	利用者負担金
要介護１・２	１１，０８８円	無 料
要介護３～５	１４，４０６円	無 料

※事業所の介護支援専門員（常勤換算）１名あたりの取扱件数が５０未満の場合又は５０以上の場合において、５０未満の部分

居宅介護支援費Ⅱ（ⅱ）	基本利用料（１ヵ月につき）	利用者負担金
要介護１・２	５，５５４円	無 料
要介護３～５	７，１８７円	無 料

※事業所の介護支援専門員（常勤換算）１名あたりの取扱件数が５０以上の場合において、５０以上６０未満の部分

居宅介護支援費Ⅱ（ⅲ）	基本利用料（１ヵ月につき）	利用者負担金
要介護１・２	３，３２８円	無 料
要介護３～５	４，３０８円	無 料

※事業所の介護支援専門員（常勤換算）１名あたりの取扱件数が５０以上の場合において、６０以上の部分

【加算】

初回加算	基本利用料	利用者負担金
初回加算	３，０６３円	無 料

※新規に居宅サービス計画を作成した場合

【特定事業所加算】

事業所の独立性・中立性を高める観点から、実態に即し段階的に評価する。

特定事業所加算	基本利用料（1ヵ月につき）	利用者負担金
特定事業所加算Ⅰ	5, 298円	無 料
特定事業所加算Ⅱ	4, 298円	無 料
特定事業所加算Ⅲ	3, 297円	無 料
特定事業所加算A	1, 163円	無 料

※算定要件

特定事業所加算（Ⅰ）

- ① 常勤の主任介護専門員を2名以上配置していること。
- ② 常勤かつ専従の介護支援専門員を3名以上配置していること。
- ③ 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的を開催すること。
- ④ 24時間連絡体制を確保し、かつ必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。
- ⑤ 算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4及び要介護5である者の占める割合が100分の40以上であること。
- ⑥ 当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。
- ⑦ 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること。
- ⑧ 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること。
- ⑨ 居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。
- ⑩ 指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援を行う利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員1人当たり45名未満であること。（居宅介護支援費Ⅱを算定している場合は50名未満であること）
- ⑪ 「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること。
- ⑫ 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること。
- ⑬ 必要に応じて多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。

特定事業所加算（Ⅱ）

- ②、③、④、⑥～⑬を満たすこと、常勤の主任介護支援専門員を1名以上配置していること。

特定事業所加算（Ⅲ）

③、④、⑥～⑬を満たすこと、常勤の主任介護支援専門員を1名以上配置していること。常勤の介護支援専門員を2名以上配置していること。

特定事業所加算（A）

③、⑦～⑩、⑬を満たし、④、⑥、⑪、⑫は連携を含めて満たすこと。常勤の主任介護支援専門員を1名以上配置していること。常勤の介護支援専門員1名以上、常勤、非常勤の介護支援専門員各1名以上配置していること。

【特定事業所医療介護連携加算】

	基本利用料	利用者負担金
特定事業所医療介護連携加算	1, 276円	無 料

※算定要件

特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅲ）を算定しており、ターミナルケアマネジメント加算の算定実績が一定の水準以上に達していること。

医療と介護の連携の強化・推進を図る観点から、入院時や退院・退所時に病院等と利用者に関する情報共有等を行う際に算定します。

○入院時には、ご利用者ご家族から担当ケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関へ伝えてくださいますようお願い致します。

【入院時情報連携加算】

加 算	要 件	基本利用料	利用者負担金
入院時情報連携加算（Ⅰ）	入院した当日までに情報提供	2, 552円	無 料
入院時情報連携加算（Ⅱ）	入院した当日から3日以内に情報提供	2, 042円	無 料

※算定要件

病院又は診療所に入院する利用者につき、当該病院又は診療所の職員に対して、利用者に関する必要な情報を提供した場合。

【退院・退所加算】

	基本利用料	利用者負担金
退院・退所加算（Ⅰ）イ	4, 595円	無 料
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	6, 126円	無 料
退院・退所加算（Ⅱ）イ	6, 126円	無 料
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	7, 657円	無 料
退院・退所加算（Ⅲ）	9, 189円	無 料

※算定要件

退院又は退所に当って、病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用調整を行った場合（情報提供の回数とカンファレンスの有無で加算項目が決まる）。

※初回加算を算定する場合は、算定できない。

【通院時情報連携加算】

	基本利用料	利用者負担金
通院時情報連携加算	5 1 0 円	無 料

※算定要件

利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画（ケアプラン）に記録した場合（月1回を限度とする）。

【緊急時等居宅カンファレンス加算】

	基本利用料（1月に2回）	利用者負担金
緊急時等居宅カンファレンス加算	2 , 0 4 2 円	無 料

※算定要件

病院又は診療所の求めにより、医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて、必要な居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合。

【ターミナルケアマネジメント加算】

	基本利用料	利用者負担金
ターミナルケアマネジメント加算	4 , 0 8 4 円	無 料

※算定要件

在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、亡くなる前14日以内に2日以上、ご利用者又はご家族の同意を得て当該ご利用者様の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状態を記録し、主治医及びサービス事業所に心身の状況等を提供した場合。

【看取り期におけるサービス利用前の相談・調整】

看取り期における退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に取り扱うことが適当と認められるケースについて、居宅介護支援の基本報酬の算定を行うことが可能。

(2)交通費

通常の事業の実施範囲内である場合は無料です。

【減算】

サービスの提供にあたり、次の要件を満たさない場合は、基本利用料の50%の額を減算します。利用者負担はありません。

○1ヵ月に1回ご利用者の居宅を訪問し、ご利用者に面接すること。

＊なお、テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて文書により利用者の同意を得ており、サービス担当者会議において主治の医師、担当者その他の関係者の同意を得ていること、ご本人の状態が安定しており、テレビ電話での意思疎通が可能であること、他のサービス事業所の担当者からテレビ電話等で把握できない情報について提供を受けることなどを条件に居宅訪問を2月に1回にできる場合があります。その場合、訪問しない月はテレビ電話等を活用して面接するものとします。

○居宅介護サービス計画の新規作成、要介護更新認定、要介護状態区分の変更認定の場合に、サービス担当者会議を開催すること。また、これらに該当する場合以外の居宅介護サービス計画の作成にあたって、サービス担当者会議の開催またはサービス担当者への照会を行うこと。

○居宅介護サービス計画の原案の内容をご利用者又はご家族に説明し、文書によりご利用者等の同意を得た上で、当該居宅介護サービス計画をご利用者及びサービス担当者に交付すること。

○1ヵ月に1回居宅介護サービス計画の実施状況を把握し、その結果を記録すること。

○利用者やその家族に対して、ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について以下の説明を行わなかった場合。

複数の事業所の紹介を求めることが可能であること。

【その他】

- ・高齢者虐待防止措置未実施や業務継続計画未策定の場合、所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算します。また、事業所の敷地内に隣接若しくは同一の建物に居住する利用者を一定数以上担当する場合は100分の95に相当する単位数を算定します。

【努力義務】

○居宅サービス事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であることにつき説明を行うこと。

○ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、以下について文書をご利用者やご家族に説明し、理解を得るように努めなければならない。

- ・前6ヶ月間に当事業所で作成したケアプランの総数における、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用割合
- ・前6ヶ月間に当事業所で作成したケアプランの総数における、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの同一事業所によって提供されたものの割合

7. サービスの終了

ご利用者の都合によりサービスの利用を終了する場合は、速やかに当事業所までご連絡下さい。

連絡先（電話番号）：025-275-6548

8. 虐待の防止について

利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに研修等を通じて事業所内の周知徹底を図り、虐待の発生又は再発防止、早期発見に努めます。

虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力します。

9. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合には速やかにご利用者のご家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

10. 苦情相談窓口

(1) 当事業所が設置する苦情相談窓口は、次のとおりです。当事業所が提供したサービスに関する苦情だけではなく、当事業所が作成した「居宅サービス計画（ケアプラン）」に位置付けたサービスに関する苦情も、遠慮なくお申し出下さい。

窓 口 設 置 場 所	当 事 業 所
担 当 者	久志 幸子
連絡先（電話番号）	0 2 5－2 7 5－6 5 4 8

(2) 第三者委員

- ・坂井 ノリ子様 連絡先 2 7 4－8 5 7 6
- ・阿部 さよ子様 連絡先 2 7 4－6 0 0 0

(3) サービスに関する苦情は、次の機関にも申し立てることができます。

苦 情 受 付 機 関	連 絡 先 （電話番号）
新潟県社会福祉協議会 運営適正化委員会	0 2 5－2 8 1－5 6 0 9
新潟市福祉部介護保険課	0 2 5－2 2 6－1 2 7 3（直）
東区役所健康福祉課高齢介護係	0 2 5－2 5 0－2 3 2 0（直）
新潟県国民健康保険団体連合会	0 2 5－2 8 5－3 0 2 2

11. 業務継続に向けた取り組み

感染症や自然災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を実施します。

1 2. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

感染症の発生及びまん延を防止できるよう、下記の措置を講じます。

- (1) 感染対策委員会の開催
- (2) 感染症及びまん延防止のための指針の整備
- (3) 感染症及びまん延防止のための研修及び訓練の実施
- (4) 専任担当者の配置 管理者 栗林 路子

1 3. 身体的拘束等の原則禁止

利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護する緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

1 4. 秘密の保持と個人情報の使用

居宅介護支援を提供する上で知りえた利用者及びそのご家族等に関する情報を正当な理由なく第三者には漏洩しません。居宅介護支援を終了した後、及び介護支援専門員が退職した後においても同様とします。

○ご利用者及びご家族の個人情報については、次に定める条件で必要最小限の範囲で使用させていただきます。

1. 個人情報を使用する目的

居宅介護支援サービス提供に係るサービス担当者会議、及び次項の相手方との連絡調整。

2. 個人情報を使用する相手方

- ・ 居宅サービス計画に位置付けられた事業所
- ・ 利用を希望された介護保険施設
- ・ 地域包括支援センター
- ・ 主治医（かかりつけ医）その他の医療機関
- ・ 保険者

上記契約の証として、本契約書を2通作成し、ご利用者及び事業者記名の上、それぞれ1部ずつを保有します。

年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、ご利用者に対して上記の通り説明しました。

事業者

所在地	新潟市東区はなみずき2丁目3番7号
名 称	社会福祉法人亀田郷芦沼会
代表者職・氏名	理事長 渋谷 薫

説明者職・氏名	介護支援専門員
---------	---------

上記の内容について説明を受け、同意しました。また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利用者

住 所

氏 名

署名代行者（又は法定代理人）

住 所

氏 名

（ 2 0 2 5 年 4 月 2 日 改 訂 ）